

## 「役員の金融取引等に関する特則」のポイント

### 1. 金融取引等に関する規制

#### (1) 金融取引の原則禁止（全役員共通）

- ・一部の金融商品（(2)参照）を除き、金融取引を原則禁止。
- ・第三者の名義を使った取引も禁止。
- ・規制の対象は、金融商品に限らず、投資目的の不動産も含む。

#### (2) 取引可能な金融商品（全役員共通）

- ・次の金融商品に係る金融取引は可能。

金融機関預貯金（外貨建ては残高が5万ドル以下の流動性預金のみ）

個人向け国債

投資目的ではない保険・年金

#### (3) 金融政策決定会合直前の取引禁止（監事を除く全役員）

- ・金融政策決定会合開始日の7日前から終了日までは、取引可能な金融商品を含む金融商品等の取引を原則禁止。

#### (4) 退任後の取扱い（全役員共通）

- ・退任後1年間は取引を自粛。

### 2. 金融資産等の保有に関する規制

- ・総裁、副総裁および理事は、当座預金取引先の株式、債券等の保有を原則禁止。審議委員は、公開を条件に、原則信託化により継続して保有可能。
- ・全役員は、「私募ファンド」および上場直前の株式（未公開株式）の保有を禁止。

### 3. 規制の実効性を担保する措置

#### (1) 資産凍結

- ・総裁、副総裁、審議委員は、取引禁止の金融商品のうち上場株式、国債等

公社債について原則信託化により凍結措置を講じる。

(2) 金融取引等審査会(第三者機関)

- ・ 審査会は独立して職務を遂行。
- ・ 弁護士、公認会計士等の外部有識者5名で構成 = 中立性、客観性を担保。
- ・ 役員から、就任時、退任時の金融商品等の保有状況・凍結措置の状況、就任中の例外的な取引、又、扶養親族による制限対象の金融商品等の取引状況について報告を受け、その内容を確認。
- ・ 就任時、退任時の資産公開の内容を確認するとともに、上記の報告内容と合致するかを確認。
- ・ 委員の任期は2年、秘密保持義務有り。

(3) 資産公開

- ・ 信託を活用した凍結措置、金融取引等審査会による確認、資産公開の実施により、規制の実効性を担保。ただし、役員個人のプライバシー保護や安全面への影響にも配慮し、公表の方法等を工夫。
- ・ 具体的には、総裁、副総裁および審議委員は、保有禁止金融商品、取引禁止金融商品等、借入金・貸付金の種類別の「資産規模」(保有禁止金融商品は個別銘柄名・株数等、取引禁止金融商品等は株式であれば銘柄数・株数、債券であれば額面金額計の金額帯等)を就任時、退任時に公開。
- ・ 総裁、副総裁は、これに加えて、取引自由の貯蓄性の金融商品も就任時、退任時に公開。
- ・ なお、理事・監事は、制限対象の金融商品等の保有状況を金融取引等審査会に報告。

4. その他

- ・ 本特則は、金融環境の変化ならびに個人の財産権およびプライバシーの保護についての考え方の変化を踏まえて、金融取引等審査会の意見に基づき、適切な時期に見直しを検討。
- ・ 本特則の実施日は、金融取引等審査会に関する規定を除き、即日実施。金融取引等審査会に関する規定は、所要の準備が整った時点で改めて政策委員会で実施日を決定する予定。

以上